

名古屋市告示第 205 号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10、第45号の11及び
第45号の13の市長が告示する機関について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）第17条第45号
の10、第45号の11及び第45号の13の市長が告示する機関を次のように定めます。
なお、令和 6 年名古屋市告示第 196 号は廃止します。

令和 7 年 4 月 1 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に掲げる機関であって、
業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しく
は媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないものとする。

申請の区分	機関
1 一戸建の住宅、一戸建の住宅 以外の住宅（住戸の部分及び 共同住宅の共用部分（以下こ れらを「住宅部分」とい う。）以外の部分（以下「非 住宅部分」という。）を含ま ないものに限る。）又は一戸 建の住宅以外の住宅（非住宅 部分を含むものに限る。）に おける住宅部分が認定対象の 申請	住宅の品質確保の促進等に関する法 律（平成11年法律第81号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機 関又は建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律（平成27年法 律第53号）第14条第 1 項に規定する 登録建築物エネルギー消費性能判定 機関（以下「登録建築物エネルギー 消費性能判定機関」という。）
2 1 以外の申請	登録建築物エネルギー消費性能判定 機関

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課